

二期会・A I K O K A(トライアルコース)受講規約

基本理念

日本最大の声楽家団体である二期会は、すでに60年におよぶオペラ歌手の養成経験を有しており、経験豊かな講師やピアニスト(以下「講師」)が多数在籍しております。これまでに培ったノウハウを活かした高い水準での音楽を普及することにより、充実した音楽生活の一助となることを目指します。またグループレッスン形式により、互いのレッスンに刺激を受け、楽しみながら声楽に取り組むことができるよう、丁寧に指導いたします。本規約は株式会社二期会21(以下「二期会21」)によって策定、管理され、実施されるA I K O K Aトライアルコースについて定めるものです。

第1条 (名称と所在地)

本クラスは、二期会・A I K O K Aトライアルコース(以下「トライアルコース」)と称します。所在地を東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目25番12号二期会会館内に置きます。

第2条 (運営・管理)

トライアルコースの施設は、二期会21が、その管理・運営にあたります。

第3条 (受講資格)

受講できる方は、トライアルコース趣旨に賛同、本規約を承認し、所定の手続きによる申込み、受講登録および受講料等の支払いを二期会21が確認し、受講を認めた方です。

受講資格は以下のとおりです。

- (1) 心身ともに健康な方
- (2) 諸施設の利用に支障がない方
- (3) トライアルコース受講生としてふさわしい品位と社会的信用、協調性のある方
- (4) オペラに興味を持ち、実際に学習をしたい方
- (5) ライフワークとして取り組みたい方
- (6) アマチュアの方

受講資格は第6条による喪失の場合を除き、受講期間内は有効です。また、受講資格は他人への貸出、譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第4条 (除名)

トライアルコース受講生が次の各項の一つに該当すると認められた場合は、受講生たる資格を除名または一時停止することができます。

- (1) 受講料および諸費用等を滞納したとき
- (2) トライアルコースの施設および設備を故意に毀損したとき
- (3) 本規約、その他トライアルコースの定める規則に違反したとき
- (4) トライアルコースまたは二期会21の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- (5) その他受講生としての品位を損なうと認められる非行のあったとき

第5条 (受講辞退)

受講を途中で辞退する場合は、所定の手続きを行ってください。なお、受講料の払い戻しはいたしません。

第6条 (受講資格の喪失)

受講生は次の場合、その資格を失います。

- (1) 受講辞退の申し出が受理されたとき
- (2) 二期会21もしくはトライアルコースより除名となったとき
- (3) 死亡および失踪宣告を受けたとき
- (4) 2カ月以上音信不通となったとき

第7条（受講）

第1項(教材費等)

募集案内等に明示していない場合でも、楽譜等別途教材費等が必要です。

第2項(欠席)

欠席する場合は、トライアルコース担当までご連絡ください。

欠席の場合、受講日の振替および受講料の払い戻しはいたしません。

第3項(受講の辞退・変更)

受講を辞退する場合は担当者までご連絡ください。

講座変更・振替えは以下の場合に限り承ります。

- ・講座の40日前（新型コロナに罹患された場合は、前日まで）までにお申し出され振替え先講座に空席がある場合

*振替え先に空席がない場合は、欠席となり受講料の返金はできません。

*歌唱レッスン付きから聴講にも振替は可能です。（差額の返金はありません）

- ・振替え可能回数は、5回コースは1回、10回コースは2回までとなります。

第4項(払い戻し)

一旦納入された受講料は、次の場合に払い戻しいたします。

- (1) 天災等により全講座が中止となった場合
- (2) 講師やトライアルコースのやむを得ない事情により講座が中止となった場合
- (3) 受講生が一定数に達しない等の理由により講座が不成立の場合

第8条（休講および代講、カリキュラムの一部変更）

やむを得ない事情により、休講または予定の講座内容の一部変更、および代理の講師で実施することがあります。

講師の病気やけが、天災や公共交通機関の運休等により休講する場合は、原則、補講を行います。

なお事情により補講が実施できない場合、受講料の一部払い戻しはいたしません。

また、急な中止決定により連絡が取れないためにお越しいただいた場合など、いかなる理由でも、会場までの交通費などの損害は補償いたしません。

第9条（施設の閉鎖）

トライアルコースは、次の場合諸施設の全て、または一部を閉鎖することができます。

- (1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき
- (2) 施設の改造または補修のとき
- (3) 法令の制定改廃などによるとき
- (4) 行政指導等によるとき
- (5) 経営上重大な理由のとき

第10条（受講に際しての注意事項）

皆様に安全で気持ち良く受講していただくため、下記についてご留意ください。

- (1) 受講の際の傷害や損害事故について、トライアルコースは賠償責任を負いませんので十分注意して受講して下さい。
- (2) 講座内での傷病や私物の毀損は明らかにトライアルコースの過失による場合のほかは責任を負いません。
- (3) 貴重品は常にご自身で管理してください。トライアルコースは施設内での紛失や盗難、破損の責任を負いかねます。
- (4) 非常口および避難通路などは、事前にご確認ください。また緊急時には、事務局スタッフの指示・誘導に従って落ち着いて行動してください。
- (5) お子様連れでの受講など受講生以外の方の同伴、ならびにペットの同伴等をご遠慮ください。なお、介助者の同伴が必要な場合は事前にご相談ください。

- (6) 講師からの許可のない録音、写真およびビデオによる撮影はお断りしております。無断での録音、撮影はプライバシーの侵害もしくは知的財産権の侵害となる場合がございます。なお、講師の許可を得た場合でも、録音、撮影は当人のみとし、他の受講生のレッスンを録音、撮影することはご遠慮ください。またご自身の録音、録画データであっても、SNS やブログ、動画共有サイト等での公開はご遠慮ください。
- (7) 教室内で講師または受講生が個人情報を収集することは禁止といたします。
- (8) 受講生は自己の責任において十分な健康管理を行ってください。レッスン中に体調が悪くなった場合は直ちに中止し、講師が担当に知らせてください。万が一、傷病が発生した場合には応急処置をいたしますが、個人的な疾病については責任を負いかねます。なお、感染症罹患もしくはその恐れがある場合は、受講をご遠慮ください。
その他持病がある方は、事前にお申し出ください。
- (9) 講師や他の受講生の迷惑となる行為があった場合は、受講をお断りすることがあります。
- (10) 講座内での物品販売や金品の授受および、その他の勧誘、営業行為は固くお断りします。

第 11 条（反社会的勢力の隔絶）

受講生は、次の(1)の各項のいずれかに該当し、もしくは(2)の各項のいずれかに該当する行為をし、または(1)に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この受講資格が即時解除されても異議を唱えることはできません。

また、これにより愛好家クラスないしその関係者に損害が生じた場合は、一切を受講生の責任とします。

(1) 受講に際し、現在次の各項のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
- ・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
- ・その他前各号に準ずる者

(2) 自らまたは第三者を利用して次の各項に該当する行為を行わないこと。

- ・暴力的な要求
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・トライアルコース受講に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて二期会 21・トライアルコースの信用を毀損し、又はトライアルコースの業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

第 12 条（個人情報について）

(1) 二期会 21 が取得する受講生の個人情報の項目

- ・「受講申込用紙」ならびに「自己紹介シート」、資料請求時の問合せフォーム記載事項
氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等
- ・金融機関の口座情報
- ・個人別に付与された番号・記号・符号・画像・音声またはその他記述により特定の個人を識別できるもの

(2) 利用目的

- ・サービスの円滑な運営のため
- ・二期会 21 および公益財団法人東京二期会(以下「東京二期会」)からの優待特典等の情報を提供するため
- ・お問合せなどに対応するため
- ・受講料等の決済のため
- ・その他、事前に本人の同意を得た目的のため

(3) 第三者への提供

二期会 21 は、受講生の個人情報を保護するために、受講生の個人情報を適切に管理し、以下の何らかに該当する場合を除き、第三者に開示いたしません。

- ・受講生本人の同意がある場合
- ・優待特典等を提供するにあたり、東京二期会から求めがあった場合

・法令により、第三者に受講生の個人情報を開示するよう要請されることがあり、二期会 21 が法的責任を負うおそれがある場合

なお受講生間で連絡先などの個人情報を提供や交換する場合には、当事者同士の責任において行ってください。

(4) 個人情報の共同利用

講座の運営上、氏名と受講講座を記載した名簿を受講生と共有します。また、レッスンを円滑に進めるために、受講生の氏名、経歴、受講目的を講師と共有いたします。

なおその他において、二期会 21 は本人の同意を得ずに個人情報を共同利用することはありません。

(5) 個人情報の第三者への預託

二期会 21 は、業務運営上、業務の一部を外部に預託することがあります。その場合は、当社の個人情報に関する基準を満たした企業を選定し、個人情報保護の契約を締結する等必要かつ適切な処置を実施いたします。

(6) 個人情報の開示、訂正等の請求

二期会 21 では、ご本人より個人情報に関する利用目的の通知または開示、訂正・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止(以下併せて「開示等」といいます)申し出については、法令に従い、誠実に対応いたします。

個人情報の開示等のご請求は愛好家クラス担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

(7) 情報を提供されることの任意性について

二期会 21 へ個人情報を提供されるかどうかは、ご本人の任意によるものです。ただし、必要な項目を提供いただけない場合、契約の締結やサービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承ください。

第 13 条 (その他)

本規約に定めない事項については、二期会 21 がこれを定めます。なお、本規約は発表会なども含めた、すべての講座に適用されます。その他受講における注意事項等は、【二期会トライアルコース 受講ハンドブック】をご確認ください。

第 14 条 (改正)

本規約の改正・変更は、二期会 21 の定めるところによるものとし、その効力はすべての受講生におよぶものとします。

第 15 条 (附則)

本規約は、2022 年 4 月 1 日より施行します。